

5-6 住民及び諸団体による反対運動や抗議行動への対応

1. 立場と仕事

地方建設局(整備局)に入って14年目のこと、ある工事事務所の出張所で技術係長として直轄国道の改築事業を担当していた。初めて経験する現場係長だった。

2. 遭遇した事態

担当した直轄国道では、道路の改良、歩道の設置及び交差点改良が、用地買収を行い進められていた。事業箇所周辺は国立公園に指定されていて、広大な土地の中に陸上自衛隊の演習場があり、昔は荒廃地だったが、地元農民たちが開拓して野雑産物(キノコ等)の採取する山稼ぎの入会地となっていた。

工事を始めて数か月が経過し下層路盤まで完了(事業として7割方完了)した時点での出来事だった。突然、早朝から入会権(いりあいけん)を主張する団体の会員数十名と、演習場のあり方そのものに反対する中核派が数人、道路の改良及び歩道設置の現場内に座り込みを行った。これに、出張所長と自分の2人で対応することとなった。

3. 対応内容とその結果

初めは何をどうしていいやら全く見当がつかなかった。演習場の入会権を主張する団体と演習場のあり方そのものに反対する中核派による闘争案件であり、工事そのものとは関係の無い話だった。そこで、出張所だけでは要員も足りないことから、まず、事務所の応援を求めることにした。そして、看板やハンドマイクを使って、工事区域は入会権の及ばない区域であること。道路工事は自衛隊の演習とは関係ないことを説明し、現場内から退去を求めた。しかし、彼らは聞き入れることなく、座り込みを続け、工事はストップした。

その後、抗議行動はエスカレートしタイヤを燃やす等の過激なものになっていった。この段階で、強制排除を念頭に警察に応援を要請した。ところが、道路用地として取得した土地であっても道路区域の指定がされていなければ供用開始されるまでは道路としての法的効力がなく、警察も強制排除はできない。もし、相手が道路管理者に危害を加えれば公務執行妨害で逮捕できるが、とのことだった。やむなく、道路用地内からの退去指導をこれまで以上に厳しく行ったが、我々に危害を加えることはなく、座り込みは続いた。

状況を打開するため警察と協議し講じた策は、警察が双方の間に入って話し合いの場を設けることとし、一旦現場内から退去してもらうことだった。これは、相手に受け容れられた。そして当方は、話し合いの場を設ける日取りまでの数日間で、残りの残工事等を完了させて道路の供用を図ることとした。一般交通に解放すれば、警察は道路に座り込みする行為を道路交通法違反で取り締まることが可能となり、相手方も現場での座り込みができなくなるとの読みだった。

これが最終的な決め手となった。ただしその背景には、道路工事は地元からは通学路でもあり早期供用が望まれており、相手方も地元の一員として主張と行動に矛盾があることを自覚し、切り上げるタイミングを計っていたのではと考えている。このトラブルにより3週間ほど工事がストップすることとなった。